

全国健康保険協会定款の一部変更について（案）

変更案						現 行					
別表5（第5 2条及び第5 4条関係）						別表5（第5 2条及び第5 4条関係）					
	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率		一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	<u>10.95%</u>	<u>9.90%</u>	<u>2.91%</u>	<u>6.99%</u>	1.05%	一般被保険者	<u>10.85%</u>	<u>9.80%</u>	<u>2.80%</u>	<u>7.00%</u>	1.05%
疾病任意継続 被保険者	<u>10.23%</u>	<u>9.90%</u>	<u>2.91%</u>	<u>6.99%</u>	0.33%	疾病任意継続 被保険者	<u>10.13%</u>	<u>9.80%</u>	<u>2.80%</u>	<u>7.00%</u>	0.33%
後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%	後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%	独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%
別表6（第5 5条関係）						別表6（第5 5条関係）					
介護保険料率						介護保険料率					
<u>1.59%</u>						<u>1.69%</u>					

附 則

- 1 この変更は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 変更後の別表5及び別表6の規定は、令和6年3月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険料額並びに船保法第2条第2項の規定による被保険者に関する同月分の保険料額に係る保険料率については、なお従前の例による。
- 3 疾病保険料率について、船保法附則第9条第1項の規定に基づき、令和6年3月分から令和7年2月分まで（疾病任意継続被保険者にあつては、令和6年4月分から令和7年3月分まで）の間、0.20%を控除するものとする。この場合において、第52条第1項及び別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.20%を控除した率」と読み替えるものとする。